

<入院患者様及びご家族様へ>

入院時の食事負担金の変更についてのお知らせ

令和7年4月1日より入院時の食事負担金が下記のように変更となります。

変更理由としては、光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の食事代に関する改正がありました。これに伴い、当院でも変更させて頂くこととなりました。ご理解の程よろしく申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者窓口負担額）

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日	増加額
70歳未満	70歳以上			
区分 ア	現役並み III	1食につき 490円	1食につき 510円	1食につき +20円
区分 イ	現役並み II			
区分 ウ	現役並み I			
区分 エ	一般			
区分 オ	低所得 II (90日以内)	1食につき 230円	1食につき 240円	1食につき +10円
	低所得 II (90日超え)	1食につき 180円	1食につき 190円	
—	低所得 I	1食につき 110円	変更無し	0円

注：流動食のみ提供する場合は除きます。公費医療（難病）等により負担金額が異なる場合があります。

※負担金額の詳細については、各患者様の加入されている保険者にお問い合わせ下さい。

御不明な点やご質問がございましたら”きんろう病院 医事課”までお問い合わせ下さい。